

- 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
- 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 3 給与の支払を受けた者、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄の枠内に、「1」を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
- 4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。

4. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書（一括徴収記載例）

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

特 別 徴 収 に関する給付所得者異動届出書（別徴収記載例）										年 度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度																		
芳賀町長様 令和 7 年 12 月 1 日提出			給与 支 払 者 義 務 徴 収 者	所在地	〒 012-3456 〇〇県〇〇町〇〇1-2-3										特別徴収義務者 指 定 番 号	1 2 3 4																		
				フリガナ	カブシキガイシャ マルマルショウジ										宛 名 番 号	7 6 5 4 3 2 1																		
				氏名又は名称	株式会社 〇〇商事										担 連 当 絡 者 先	所 属	人事課 人事労務係																	
				個 人 番 号 又は法人番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	氏 名	特 徴 花 子														
														←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄として右詰めで記載														電 話	000-000-0000 内線(123)					
給 与 所 得 者	フリガナ	オツノ イチロウ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法																								
	氏 名	乙 野 一 郎																																
	生 年 月 日	昭和39 年 3 月 1 日																																
	個人番号	個人番号は記入しないでください。			140,000 円	6 月から 1 月まで 93,600 円	2 月から 5 月まで 46,400 円	令和8 年 1 月 31 日	1 右から 番号を 記入	1. 退 2. 転 3. 休 4. 死 5. 支 6. 合 7. そ の 事 由 ・ 理 由 職 ・ 長 ・ 不 定 解 職 ・ 期 間 散 他 職 勤 欠 亡 期 間 散 他	2 右から 番号を 記入	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)																						
	受給者番号	0012345																																
	1月1日 現在の住所	芳賀町大字〇〇1234-5																																
異動後の 住 所	芳賀町大字〇〇1234-5																																	

新しい勤務先	1. 特別徴収継続の場合		1 月末で退職した給与所得者の徴収方法を、2 月分で一括して納入する場合。 (ア) 特別徴収税額 (年税額) 140,000円 (6 月から翌年 5 月分) (イ) 徴収済額 93,600円 (6 月から翌年 1 月分) (ウ) 未徴収税額 <u>46,400円</u> (2 月から 5 月分) ↑ 一括徴収税額 (納入額と同額)	新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を
	特別徴収義務者 指 定 番 号	〒 _____		月分 (翌月 10 日納入期限分) から
	所 在 地			一括で徴収した税額を納入する月 ※ 1 月以降の退職の場合は、原則一括 徴収が基本となります。
	フリガナ			
	氏名又は名称		納入書の要 (新規の場合のみ)	

☐ 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合					左記の一括徴収した税額は、	
理由	2 右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	2 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
		2. 異動が令和 8 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	2 月 20 日	46,400 円		

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため 右から番号を記入	

【提出先】 〒321-3392 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地 芳賀町 税務課 町民税係